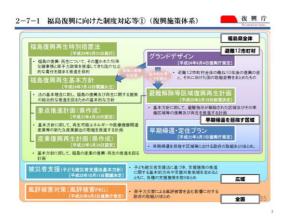
# 福島復興政策の問題点

第3回「原発と人権」全国研究・交流集会 in 福島 第5分科会「政府の帰還政策を問う」 パネルディスカッション 基調講演 2016年3月20日 福島大学

> よけもと まさふみ 除本 理史 (大阪市立大学教授、 日本環境会議(JEC)事務局次長)

## 本日お話しすること

- 1)帰還政策から避難終了政策へ
- 2)住民の帰還と「ふるさとの変質、変容」(○「ふるさとの喪失」)
- ~帰還政策の最前線·福島県川内村の事例から(関連報告:第1分科会・藤原ほか)
- 3)不均等な復興と被害者の分断



### 避難指示等の解除(帰還政策)

1: <u>2011.9</u> <mark>緊急時避難準備区域</mark>解除 (←ステップ1)

2: 2011.12 事故収束宣言 (←ステップ2)

2012.4~ 避難指示区域の見直し

3:2014.4~ 一部解除へ

~2017.3 帰還困難区域を除き解除?

帰還政策から避難終了政策へ

2011年9月	緊急時避難準備区域の解除。	
2011年12月	政府、「事故収束」を宣言。	
2012年3月	広野町、川内村、役場業務を元の地で再開。	
2012年4月	避難指示区域の見直しがスタート。	
2012年8月	旧緊急時避難準備区域の賠償打ち切り(避難費用、慰謝料)。	
2013年8月	避難指示区域の見直しが一通り終了。	
2013年12月	政府、福島復興指針で帰還困難区域への移住支援を強調、帰還	
	政策を一部転換。	
2014年4月	2014年4月 田村市都路地区の避難指示解除。	
2014年10月	2014年10月 川内村東部の避難指示、大半が解除。	
2015年6月	政府、福島復興指針改訂。福島県、仮設住宅打ち切り方針。	
2015年9月	楢葉町の避難指示解除。	



姓無指示解係の状況 http://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/list271-840.html 都路、川内村(2014)、楢葉(15/9)

## 住民の帰還と ふるさとの「変質、変容



避難者はなぜ戻れないのか ~川内村の事例から

・川内村の帰村状況(2015.8.1)
村民 3038(発災時) → 2732(15.8.1)
「村内生活者」1641 実質帰村率60%

「完全帰村者」631(仮設・借上返却) 完全帰 村率23%(ともに分母は2732)

数百人は帰村しつつ、避難先(仮設、借上)も。個人としては完全帰村でも、世帯分離をして家族が避難中の場合も = 多様な「二重生活」、二地域居住

「ふるさとの喪失」「変質、変容」 地域レベルの被害

住民の離散→地域レベルの被害へ

#### コミュニティの解体/変容

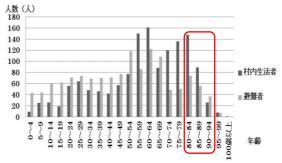
生活費代替

相互扶助,共助,福祉

行政代替•補完

人格発展

環境保全•自然維持(淡路2015:24-25)

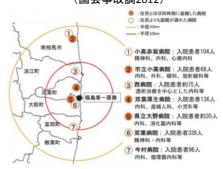


川内村の村内生活者、避難者数(2014年7月 1日時点) 土井妙子作成(除本・渡辺編著2015:83)

## 川内村から通学可能だった/現在可能な 高校(除本・渡辺編著『原発災害はなぜ不均等な復興をも たらすのか』ミネルヴァ書房、第5章[土井妙子執筆])



#### 第一原発20km圏の病院 (国会事故調2012)



2

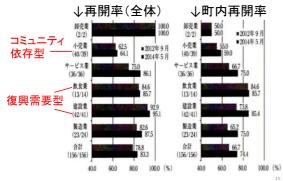
## 「ふるさとの喪失」被害の回復措置

	① 地域レベルでの被	② 個別の被害者に対する措置	
	害回復措置(原状回復	③ 金銭賠償で比較的容易に回	④ なお残る
	に準ずる措置)	復可能な被害	被害への措置
土地・建物	除染	再取得の費用を賠償	
景観	維持・管理	事業者の利益に反映されてい た場合などに減収分を填補	「ふるさと喪
コミュニティ	セカンドタウン、二重 の住民登録、帰還政策	コミュニティの諸機能に代わ る財・サービスの費用を賠償	失」の慰謝料
諸要素の一体性	除染、帰還政策など		

## 不均等な復興 (1)

- 復興政策の影響が地域・業種・ 個人等の間で不均等にあらわれ る cf「復興格差」(岡田知弘);ハード偏重 批判=『人間なき復興』
- 除染・復旧事業中心の復興(津波被災地にも類似)→地域の変容、地域再生へのネガティブな影響:復興需要の業種間アンバランス+新規人口流入、除染廃棄物集積

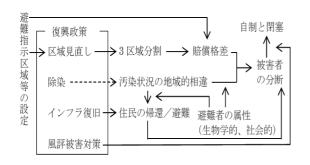
### 広野町の商工業再開率(高木竜輔2015)



## 不均等な復興 ②

- 原発災害における特殊性
- ① 復興政策によってつくりだされた 分断(被害実態からずれた賠償格差 など)
- ② 放射能汚染の特性から生じる分岐

## 復興政策と被害者の「分断」



## 被害実態とずれた 区域間の賠償格差(線引き)

表 3 慰謝料の区域間格差 (4人家族の場合の試算)

	単位:万円
帰還困難区域	5,800
居住制限区域	2,880
避難指示解除準備区域	1,920
特定避難勧奨地点	1,000
緊急時避難準備区域	720
自主的避難等対象区域	168

### 避難者の2極分解

(帰還政策→「待避」層分解 + 賠償格差)

- ①避難が長期に継続し、それに応じて賠償が 一定の額に積み上がる一方、原住地への帰 還の展望を見出せない人びと
- ②帰還政策の進展によって、希望すれば原住地に戻れる条件は形成されつつあるが、一方では賠償が低額に抑えられ(あるいはすでに打ち切られ)、生活再建の困難を抱えている人びと
- (もちろんこの両極の間に位置する人びとも 存在する)

## まとめ1

• 福島復興政策の影響は地域・個人 等の間で不均等にあらわれるととも に、住民の間に複雑な分断をもたら している。=復興政策による二次的 被害=復興災害(塩崎2014)の福島 原発事故におけるあらわれかた

## まとめ2

・政府は2015年6月、福島復興指針を改訂=いわば「賠償収束」宣言。しかし、原住地の環境やインフラなどの生活条件が回復していないなら、原発事故の被害は続いているということになる。賠償と復興過程を対立的に捉えるのでなく、復興を進めながら、なお残る被害に対して適切な賠償を実施すべきである。

#### まとめ3

・2015年6月、福島県は、仮設住宅(借上げを含む)の提供を2017年3月までで打ち切る方針を決めた。しかし、川内村のような帰還政策の最前線でも、避難を続けざるをえない事情を抱えた住民は少なくない。そうした実情を踏まえて、原住地の環境や生活条件が回復するまでの間、「長期待避」の選択を保障しうる施策が求められる。

## パネルディスカッションの進行(論点)案 (※以下パネリスト敬称略)

①20mSv帰還政策、「避難終了」政策の問題点25分健康影響・線量(崎山、吉田由、糸長)/「強制避難者」に対する住居賠償(除本)/区域外避難者に対する住宅支援終了(吉田邦)

②被害者(政策の対象者)、権利論(健康に生きる 権利、被曝を避ける権利、避難する権利)(とくに吉 田由)10分

③あるべき支援(1人ひとりの選択を支える具体的な施策)30分 健康調査、保養など健康対策(崎山、吉田由)/移住支援(吉田邦)/長期的帰還(糸長)

④最後のまとめ(全員)15分

## 参考文献

除本・渡辺編著 『原 発災害はなぜ不均等 な復興をもたらすの か』(ミネルヴァ書房、 2015年)



日本環境会議「ふくしま地域・生活再建研究会」\*(事務局:除本)+福島県弁護士会 原子力発電所事故対策PT(委員長:渡辺淑彦弁護士)

\*http://www.einap.org/jec/committee/fukushimachiiki/